**29標畜協 公告 第　　号**

**一 般 競 争 入 札 公 告**

平成２９年度　畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業石井牧場にかかる一般競争入札について次のとおり実施する。

平成２９年５月２６日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　標茶町畜産強化協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　千葉　孝一

１．競争入札に付する事項

（１）実施主体　：　標茶町畜産強化協議会

（２）発注者　　：　石　井　　淳

（３）工事名　　：　平成29年度　畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

石井牧場農業施設機械器具設置工事

（４）工事場所　：　北海道川上郡標茶町字虹別原野５４１番地２

（５）工事概要　：　牛舎付帯機械・器具　　　１　式

（６）工　期　　：　契約締結日の翌日　から　平成３０年２月２８日　まで

（７）分別解体等の義務付け：

　　　　　　　　　　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年

法律第１０４号）第９条に基づき、所定の手続きを行うこと

２．競争入札参加資格

　　競争入札参加希望者は、単体企業もしくは共同企業体であって、次の要件を満たすものと

する。

（１）予算決算および会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

（２）経常利益が直近３カ年間連続で純損失が計上されていない者であること。

（３）申請書および資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、行政ならびにその関係機関から工事請負契約に係る指名停止を受けていないこと。

（４）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者。または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

 ただし、更生手続または再生手続終結後、１０カ年を経過している者を除く。

（５）道東地方（釧路・根室・十勝・オホーツクの各総合振興局または振興局管内）に建設業法（昭和24年法律第100号）３条第１項に規定する本社又は営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるもの）を有すること。

（６）同種の畜産関連施設の施工実績を有すること。

（７）共同企業体での入札参加を希望する場合、協定書を必ず提出すること。

　　　※ 協定書には「構成員が債務不履行となった場合には、他の構成員が連帯して責任を負う」旨

を明記すること。

（８）落札者と他の入札参加者（共同企業体の構成員を含む）との間で、本工事に関して下請取引を行うことはできません。

（９）直近年度において北海道又は標茶町における建設工事の競争入札参加資格を有する者で

あり、次の建設業の許可、格付けを有すること。共同企業体にあっては、いずれかの企業

が次の資格及び格付を満たすこと。

資格種類　：　機械器具設置

３．入札手続等

（１）入札担当窓口

　　　名　称：標茶町農業協同組合

　　　住　所：北海道川上郡標茶町開運９丁目６番地

　　　電　話：０１５－４８５－２１２５

　　　担当者：営農部　法人支援課　只野

（２）入札説明書等の配布期間等

　　　ア．期間：平成２９年５月２６日（金）から平成２９年６月８日（木）の期間中

　　　　　　　　土日祝日を除く午前９時から午後５時までとする

　　　イ．場所：標茶町農業協同組合　営農部　法人支援課

　　　ウ．電話：０１５－４８５－２１２５

　　　エ．方法：上記場所で受取ること（郵送又はファクシミリでは配布しない）

（３）現場説明会

1. 日時：平成２９年６月１３日（火）
2. 場所：石井牧場農業施設機械器具設置工事現場

※標茶町農業協同組合駐車場に１０：００までにお集まりください。

担当者が引率致します。

　　　ウ．その他：質疑事項等を任意様式に纏めて入札担当者へ提出願います。

（４）競争参加資格確認申請書等の提出期間等

　　　ア．期間：平成２９年５月２６日（金）から平成２９年６月８日（木）の期間中

　　　　　　　　土日祝日を除く午前９時から午後５時までとする

　　　イ．場所：標茶町農業協同組合　営農部　法人支援課

　　　ウ．方法：上記場所に持参すること（郵送又はファクシミリによる受付けはしない）

（５）入札の日時および場所並びに入札書の提出方法

　　　ア．日時：平成２９年６月２８日（水）１０時００分

　　　イ．場所：標茶町農業協同組合　会議室

　　　ウ．方法：上記場所に持参すること

４．入札の無効

　ア．本公告に示した競争参加資格のない者の行なった入札、申請書または資料に虚偽の

記載をした者入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

　イ．郵便又は電報による入札は認めない。

５．落札者の決定方法

　　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

　　ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、または、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる時は､予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

６．苦情申立て

　　本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関しての苦情申立てについては

本会に対して苦情申立てを行うことができる。

７．その他

　ア．詳細は入札説明書による。

　イ．不明な点は、標茶町農業協同組合　営農部　法人支援課に問合せ下さい。

以上